

山梨県公報

第二十一号

令和元年

七月二十二日

月曜日

目次

○公印の作成……………	一七七
○道路の供用開始……………	一七七
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………	一七七
○大規模小売店舗の所在地等の変更の届出……………	一七八
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………	一七八
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………	一八〇
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………	一八〇
○落札者の決定について……………	一八〇
○随意契約の相手方の決定について……………	一八〇
○落札者の決定について(三件)……………	一八一
○令和元年七月一日付第十九号中……………	一八二

告示

山梨県告示第五十六号
山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令申第九号)に基づき、次の山梨県知事印を作成し、令和元年七月二十六日からその使用を開始する。
令和元年七月二十二日

山梨県知事印(第五) (十四 東京事務所用) 山梨県知事 長崎 幸太郎 印影



山梨県告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から令和元年八月十三日まで一般の縦覧に供する。
令和元年七月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	(メートル)長	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町湯島字沼早川 右岸河川敷地先から 南巨摩郡早川町湯島字沼早川 右岸河川敷地先まで	一一四・〇	令和元年七月二十三日

公告

●大規模小売店舗の名称等の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和元年七月二十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山梨ささき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
- 届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地 セルバ本店 山梨県富士吉田市下吉田東四丁目一番十五号
 - 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)セルバ本店	セルバ本店

山梨県富士吉田市下吉田字丸尾三千九百九十二番地の一外
山梨県富士吉田市下吉田東四丁目一番十五号

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一	変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
-----	--	-----	--

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一 外未定	変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 平成二十六年一月十五日外
- 三 届出年月日 令和元年七月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十一月二十二日まで

● 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年七月二十二日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社渡東 代表取締役 渡辺正 東京都千代田区岩本町二丁目二番十三号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 渡東ショッピングセンター 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十四番一号
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	渡東ショッピングセンター 山梨県富士吉田市下吉田千七百五十番地の一	変更後	渡東ショッピングセンター 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十四番一号
-----	--------------------------------------	-----	--------------------------------------

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一 外一者	変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 平成十六年三月一日外
- 三 届出年月日 令和元年七月八日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり

公告し、及び縦覧に供する。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 御坂マーケットタウン 山梨県笛吹市御坂町夏目原字カウド千百十六番

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一	変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一 外三者	変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外二者
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 平成二十六年九月十一日外

三 届出年月日 令和元年七月五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 笛吹南マーケットタウン 山梨県笛吹市境川町石橋字堰添五百七十五番一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一	変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一 外一者	変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 平成二十一年一月五日外

- 三 届出年月日 令和元年七月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十一月二十二日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により北杜市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ須玉 山梨県北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七七十二番一外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 平成三十一年三月七日
- 四 意見の概要
 - 1 交通安全対策の実施
 - 2 駐車場への経路設定における配慮
 - 3 騒音防止への配慮
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和元年八月二十二日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（東村地区土地改良施設耐震対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和元年八月二十日まで

- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和元年九月四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年一月二十二日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る借入物品等
 - (一) 名称 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム用ネットワーク機器等
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県県土整備部県土整備総務課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年六月二十六日
- 四 落札者
 - (一) 名称 株式会社J E C C
 - (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 四千五百九十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年五月十六日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県県土整備部治水課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十一年四月一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 日本電気株式会社
 - (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 三千五百十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県総合河川情報システム開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等
 - (一) 名称 情報処理実習装置
 - (二) 数量 四式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年六月二十六日
- 四 落札者
 - (一) 名称 株式会社コンピュータムーブ
 - (二) 住所 山梨県甲斐市西八幡四千二百八十一番地四
- 五 落札金額 五千五百九十四万四千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年五月十六日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 情報処理実習装置 一式
 - (二) EWS実習装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年六月二十五日
- 四 落札者
 - (一) 名称 株式会社システムインナカゴミ
 - (二) 住所 山梨県中央市山之神流通団地一丁目八番二号
- 五 落札金額 三千九百四十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年五月十六日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等
 - (一) 名称 普通科高校教育用コンピュータ設備

- (二) 数量 四式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県出納局管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年六月二十五日
- 四 落札者
- (一) 名称 リコージャパン株式会社
- (二) 住所 東京都大田区中馬込一丁目三番六号
- 五 落札金額 五千二百六十三万九千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年五月十六日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和元年七月十一日(第十九号)公布山梨県告示第四十三号(土地改良区設立認可申請の適当決定)

一六一	下	六	同月二十四日まで	同月二十六日まで
-----	---	---	----------	----------